

熊本県告示第293号

昭和33年5月30日付け熊本県告示第334号（海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のように改め、告示の日から施行する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

運輸省所管の表八代海沿岸の部中

棚底港	棚底	曙	点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、点7号、点8号、点9号、点10号、点11号、点12号、点13号、点14号、点15号、ト点、ヘ点、ホ点、二点、八点、口点、イ点及び点1号を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 註 点1号 天草郡倉岳町宮崎4等三角点（東経130度20分48秒北緯32度24分29秒）から123度106メートルの点 点2号 点1号から276度114メートルの点 点3号 点2号から265度66メートルの点 点4号 点3号から230度170メートルの点 点5号 点4号から222度305メートルの点 点6号 点5号から244度110メートルの点 点7号 点6号から310度200メートルの点 点8号 点7号から235度74メートルの点 点9号 点8号から150度140メートルの点 点10号 点9号から203度100メートルの点 点11号 点10号から306度175メートルの点 点12号 点11号から214度165メートルの点 点13号 点12号から270度130メートルの点 点14号 点13号から291度140メートルの点 点15号 点14号から212度145メートルの点 イ点 点1号から131度46メートルの点 口点 イ点から241度266メートルの点 八点 口点から231度340メートルの点 二点 八点から237度380メートルの点 ホ点 二点から245度350メートルの点 ヘ点 ホ点から353度122メートルの点 ト点 ヘ点から253度214メートルの点
		南平	点1号、点2号、点3号、点4号、イ点、口点、及び点1号を順次結んだ線により囲まれた区域 註 点1号 天草郡倉岳町宮崎4等三角点から24度556メートルの点 点2号 点1号から7度110メートルの点 点3号 点2号から77度94メートルの点 点4号 点3号から96度130メートルの点 イ点 点4号から140度63メートルの点 口点 点5号から258度172メートルの点
		浦	点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、点7号、点8号、点9号、点10号、点11号、点12号、点13号、点14号、点15号、点16号、イ点、口点、八点、二点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点及び点1号を順次結んだ線により囲まれた区域 註 点1号 天草郡倉岳町宮崎4等三角点から37度766メートルの点